

磐梯山ジオパークロゴマークデザイン使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、磐梯山ジオパークロゴマークデザイン（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ「磐梯山ジオパークロゴマークデザイン使用承認申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を磐梯山ジオパーク協議会長（以下「協議会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は申請を省略することができる。

- (1) 磐梯山ジオパーク協議会の構成団体が使用するとき。
- (2) 猪苗代町、磐梯町及び北塩原村の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道および広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人が磐梯山ジオパークをPRする目的で使用するとき。
- (5) その他、協議会長が適当と認めたとき。

2 申請を省略する場合においても第3条各号に該当する場合は、ロゴマークを使用することは認めない。

(承認の範囲)

第3条 協議会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 磐梯山ジオパークの品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 磐梯山ジオパークの正しい理解の妨げになる、または妨げになるおそれのあるとき。
- (3) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、または使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、協議会長が不適切と認めたとき。

(承認)

第4条 協議会長は、前条の承認をするときは、「磐梯山ジオパークロゴマークデザイン使用承認書」（様式第2号）をもって通知する。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、協議会長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (3) イメージを損なう展開または、応用使用はしないこと。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに協議会長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出を持って代えることができるものとする。

2 ロゴマークを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(承認の取り消し)

第7条 協議会長は、ロゴマークの使用がこの規程または承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売をしてはならない。

3 前2項の規定は、第2条により申請を省略した場合も同様とする。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けたものに損害が生じても、磐梯山ジオパーク協議会はその責めを負わない。

2 ロゴマークの使用承認を受けたものがロゴマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、磐梯山ジオパーク協議会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、協議会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成24年5月1日から施行する。